

出原議員（自民議連）

令和8年6月25日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）60歳を超えた校長の処遇について

なぜ、近年、60歳を超えた校長が大幅に増加しているのか、教育長に伺う。

また、60歳を超えた高等学校長をはじめとする校長については、職責に応じた給与が支払われるべきと考えるが、併せて教育長の所見を伺う。

（答）

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が続く中において、高年齢層職員の能力及び経験を生かし、質の高い行政サービスを維持できるよう、校長の再任用制度を導入し、令和5年度からは、定年の段階的な引上げを行っているところでございます。

60歳を超えた職員の給与につきましては、国家公務員の給与が、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、当分の間、60歳前の7割の水準に設定されていることから、地方公務員法の均衡の原則に従い、本県でも、条例において、60歳前の7割の水準に設定しているところでございます。

こうした中で、校長が60歳を超えて引き続き勤務する場合は、役職定年として、原則教諭等に降任することとなりますが、勤務条件の情報を提供し、本人の希望を確認の上で、一部の校長については、引き続き校長として特例任用しているところでございます。

近年は、60歳を超える校長の任用が増加している状況ですが、その背景といたしましては、児童生徒の急増期に大量採用した教員が退職する時期を迎え、より多くの教員の確保が必要となっており、これまでの経験と能力を生かして教育環境の維持を図る必要性が増していることによるものと認識しております。

また、60歳を超えた職員の給与の在り方につきましては、国においては、60歳以降も引き続き同一の職務を担うのであれば、給与水準が維持されることが望ましいとの考えの下、定年の段階的な引上げが完成するまでに、所要の措置を順次講ずるものとされていることから、国における検討状況を注視してまいりたいと考えております。